

横浜市等の障害者雇用の状況について

令和2年6月1日現在の、本市における障害者の任免に関する状況について、神奈川労働局に報告を行いました。また、本市外郭団体及び本市指定管理者における障害者雇用の状況について、結果を取りまとめましたのでお知らせします。

※障害者雇用状況報告

<横浜市>

「障害者の雇用の促進等に関する法律」第40条に基づき、地方公共団体は毎年6月1日現在の、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報することが義務付けられています。

<外郭団体・指定管理者>

同法第43条第7項に基づき、労働者45.5人以上の事業主は毎年6月1日現在の、障害者の雇用状況を厚生労働大臣に報告することが義務付けられています。

1 横浜市の障害者雇用率について

	令和2年度	令和元年度	前年度比
横浜市	2.38%	2.52%	-0.14ポイント

※ 法定雇用率：2.5%

※ 横浜市は地方機関に係る特例の認定を受けているため、市長部局、横浜市教育委員会、横浜市水道局、横浜市交通局、横浜市医療局病院経営本部の任命権者ごとではなく、全体で同一の機関として障害者雇用率制度が適用されます。

参考 各任命権者の障害者雇用率

市長部局	教育委員会	水道局	交通局	医療局病院経営本部
2.76%	1.63%	2.74%	2.64%	1.57%

2 外郭団体の障害者雇用の状況について

全外郭団体（36 団体）を調査した結果、国への報告義務がある雇用労働者数が 45.5 人以上の 22 団体のうち、19 団体が達成、3 団体*が未達成でした。

未達成団体については、早期雇用に向けて取組を進めています。本市においても、引き続き、助言・指導を行ってまいります。

※（公財）横浜市スポーツ協会、（株）横浜国際平和会議場、（公財）よこはまユースの 3 団体が未達成（いずれも必要雇用数に対し 1 人分の不足）。なお、（公財）よこはまユースについては、すでに令和 2 年 7 月 1 日時点で達成となっています。

区 分	団体数
【法定雇用率対象】雇用労働者数が 45.5 人以上の団体	22 (20)
法定雇用率を達成している団体	19 (18)
法定雇用率を達成していない団体	3 (2)
【法定雇用率対象外】雇用労働者数が 45.5 人未満の団体	14 (17)

・法定雇用率は 2.2%（横浜市住宅供給公社は 2.5%）

・（ ）内は前年度の団体数

3 指定管理者の障害者雇用の状況について

全指定管理者（217 団体）を調査した結果、国への報告義務がある雇用労働者数が 45.5 人以上の 123 団体のうち、86 団体が達成、37 団体が未達成でした。

指定管理者に対しては、引き続き障害者の雇用を働きかけるとともに、団体が障害者雇用に課題等を感じている場合は、障害者就労支援センター等の企業相談窓口を紹介するなど支援を進めます。

区 分	団体数
【法定雇用率対象】雇用労働者数が 45.5 人以上の団体	123 (128)
法定雇用率を達成している団体	86 (83)
法定雇用率を達成していない団体	37 (45)
【法定雇用率対象外】雇用労働者数が 45.5 人未満の団体	94 (92)

・法定雇用率は 2.2%（横浜市住宅供給公社は 2.5%）

・（ ）内は前年度の団体数

お問合せ先	
(本市職員に関すること)	
総務局人事課長	柿沼 浩二 電話 045-671-2055
(外郭団体に関すること)	
総務局行政・情報マネジメント課外郭団体担当課長	森田 伸一 電話 045-671-4324
(指定管理者に関すること)	
政策局共創推進課担当課長	森脇美也子 電話 045-671-4392